

ユニフォーム規定

制定 平成5年4月24日
施行 平成7年4月1日
改定 平成30年12月1日
施行 平成31年4月1日

学生らしく、清潔、端正で若々しく、ゴルフをするのにふさわしい服装であること。
また、下記規定及び確認事項に抵触しそうなものは避け、シンプルなものを心がけること。

ユニフォームとは、シャツ（インナーも含む）・ズボン・キャップ・防寒着を指し、学校単位で統一したものをいう。それには学校名を表記すること。（表記方法・場所は別紙、確認事項を参照）

(1) シャツ

襟付き、袖有とする。（冬季時のタートルネック可）

着丈の短いシャツは避け、裾はズボン等の中に入れること。

インナーを着用する場合には、学校単位で色を揃えること。（チーム全員が着用する必要はない）

(2) ズボン

色は単色（ベルト通し、ポケット含む）とし、ステッチの色違いは認めるがラインは禁止とする。
女子はスカート・ハーフパンツの着用は認めるが、膝上丈10cm以内とする。また、7分丈のパンツ着用は不可。

男子において、ハーフパンツの着用を認める。尚、ハーフパンツは膝上丈までとし、長過ぎたり短か過ぎるものは不可。

(3) ベルト

単色・無地とし、蛍光色は不可とする。

ラインステッチの色違いは認めるが、それによる大きな図柄模様は不可とする。

(4) 防寒着

フード付きパーカーは禁止とする。

※ユニフォーム規定及び確認事項において、判断のできないものは、各地区連盟に連絡し判断を求めること。

※以上の規則（規定等に関する確認事項も含む）違反については、競技委員会の指示に従うこと。

従わない場合には、当該競技への出場を原則として認めない。

※大会の開催コースのドレスコードは、本連盟のユニフォーム規定より優先する場合がある。

- *化粧品、及び医薬部外化粧品の使用は禁止する。但し、日焼け止めクリーム・オイル・スプレー、無色のリップクリーム、治療目的で医師より指示されたもの（診断書の提出を求める場合あり）については、使用を認める。
- *ネックウォーマーは大会本部が認めた試合については許可する。色・デザイン等が派手にならないようにすること。
- *ユニフォームに関しては、ブランドのロゴマーク、またはそれを示す物に関しては縦+横が15cm以内、3か所までとする。（ただし、キャップは除く）
- *女子に限り、ユニフォームの一部としてのリボン・シュシュ（同一のもの）の使用を認める。
- *メーカーの廃盤、若しくは適応サイズがない場合は、同じようなデザイン・同一色であれば可とする。